

文書番号

発簡年月日

（都道府県知事） 殿

（防衛大臣）  
（陸上総隊司令官等） 印

処 分 要 請 書  
（物資の収用）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第1項本文の規定に基づき、次  
第103条第2項

のとおり物資の収用に係る処分を要請する。

種 類	
数 量	
所在する場所	
収用する期日	
収用する理由	
連絡先	
備 考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏 面)

注意事項

- 1 「種類」の欄には、収用する物資が特定できるような事項を記載する。  
(例えば、具体的な医療品、燃料、建築用資材、食料等の種類を記載する。)
- 2 「数量」の欄には、収用する物資の個数、重量等を記載する。
- 3 「所在する場所」の欄には、その位置が特定できるような事項を記載する。  
  
なお、当該場所は、自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域又は同条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。
- 4 「収用する期日」の欄には、収用を行う期日を記載する。
- 5 「収用する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、物資を収用する目的、必要性等について記載する。
- 6 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

注：1 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する物資の収用が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整する。

- 2 車両、機械器具等の耐久財については、「物資の使用」の結果、消耗し、返却が困難な場合等には「物資の収用」(別表第13その4)の対象とする。